

渋川市保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 保育所は、保育所を利用する小学校就学前子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

2 保育所の運営の方針は、次のとおりとする。

(1) 家庭との緊密な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。

(2) 家庭や地域の社会資源と連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

(提供する保育の内容)

第3条 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号。以下「基準条例」という。）その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育所に置く職員の職種及びその員数は次のとおりとする。

(1) 所長 1人（常勤）

(2) 保育士 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める数

(3) 給食調理員 1人（常勤）、2人（非常勤）

(4) 嘱託医 1人（非常勤）

(5) 嘱託歯科医 1人（非常勤）

2 前項に掲げる職員のほか、必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 所長は、上司の命を受けて所管の事務を管理し、所属職員を指揮

監督する。

(2) 保育士は、全ての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう、保育の計画を立案し、当該計画に基づき保育に従事する。

(3) 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する業務を行う。

(4) 嘱託医及び嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康を管理するため、利用子どもの定期健康診断及び定期歯科検診並びに利用子どもの健康に関する相談及び指導を行う。

(保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日)

第5条 保育所において、保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとし、保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 標準時間認定保護者（短時間認定保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者。以下「短時間認定保護者」という。）以外の法第20条第4項に規定する支給認定保護者）に係る利用

ア 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで

イ 土曜日 午前7時30分から午後6時まで

(2) 短時間認定保護者に係る利用

ア 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで

イ 土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 第1号及び第2号に定める保育を提供する時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、保育所が定める保育を提供する時間から開所時間の間に延長保育を提供する。

(4) 保育所が定める開所時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時まで

イ 土曜日 午前7時30分から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことができる。

3 保育所において、保育の提供を行わない日は、次に掲げるとおりとする

。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 前各号に定めるもののほか、所長が特に必要と認め、かつ、市長が承認した日

4 保育所は、前項の規定にかかわらず、保育の提供を行う上で必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、市長の承認を得て前項に規定する保育の提供を行わない日に保育を提供することができる。

（利用者負担その他の費用等）

第6条 保育所は、基準条例第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 保育所は、延長保育を提供したときは、渋川市保育所条例（平成18年渋川市条例第128号）第4条第3項に定める額を徴収する。

3 保育所は、保育において提供する便宜に要する費用のうち、別表第1に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。この場合において、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由は、別表第1のとおりとする

（利用定員）

第7条 保育所の利用定員は、別表第2のとおりとする。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第8条 保育所は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他当該保護者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を当該保護者に交付して説明を行い、当該保育の提供の開始について当該保護者の同意を得るものとする。

2 基準条例第6条第3項の規定による選考については、渋川市保育所（園）入所（園）選考基準に規定する基本点数表及び調整点数表を用いて算定

した点数の多い者を優先する方法により行う。

3 福祉事務所長は、前項の規定による選考の結果、利用の申込みに係る小学校就学前の子どもに対し、自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、当該子どもの保護者に適切な保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 福祉事務所長は、利用子どもが次のいずれかに該当するときは、当該利用子どもに係る保育の提供を終了する。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

(2) 児童相談所による利用子どもの一時保護、利用子どもの施設入所その他の事情により福祉事務所長が当該利用子どもの継続した保育所の利用が不可能であると認めたとき。

(緊急時等における対応方法)

第9条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに利用子どもに健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用子どもの保護者に連絡をするとともに、嘱託医に相談する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 所長は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 保育所は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 保育所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支

援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情等の解決のための措置)

第13条 保育所は、提供した保育に関する利用子どもの保護者等からの苦情及び要望（以下この条において「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応するため、保育所に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 前項の規定による苦情解決責任者は、所長とする。

3 苦情解決責任者は、苦情等を受け付けたときは、当該苦情等の内容を記録するとともに、速やかに事実関係等を調査し、当該苦情等の解決に努める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、保育所の運営に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

費用の用途	費用の額	費用の支払を求める理由
本代	実費	日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用を実費徴収するもの
新年度用品、帽子代、園児服代等	実費	
写真代等	実費	特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用を実費徴収するもの
親子旅行参加費	実費	
副食材料費	月額4,500円	食事の提供に要する費用（法第19

	条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学 前子どものうち第 1 子に限る。)
--	---

別表第 2 (第 7 条関係)

施設名	法第 19 条第 1 項第 3 号に掲 げる小学校就学前子ども		法第 19 条 第 1 項第 2 号に掲げる 小学校就学 前子ども	合計
	満 1 歳に満た ない小学校就 学前子ども	満 1 歳以上の 小学校就学前 子ども		
渋川市第一保育所	0 人	17 人	43 人	60 人
渋川市第四保育所	0 人	33 人	54 人	87 人
渋川市第五保育所	0 人	22 人	54 人	76 人